

海上保安部長公示第 8 - 3 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止するので、同法第 39 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 30 日

尾鷲海上保安部長



木本港における航泊の禁止について

木本港において、花火打上げが行われるため、下記により一般船舶（当該行事に従事する船舶及び尾鷲海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。ただし、当該行事が実施されている場合に限る。

記

1 期間

実施日 令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 7 時から午後 9 時 30 分までの間

予備日 令和 8 年 8 月 21 日（金）、8 月 24 日（月）、8 月 27 日（木）の同時間

2 区域（別図参照）

次のア点からウ点までを順次結んだ線、ウ点からエ点までを結ぶ港の境界線及び陸岸により囲まれた海面

ア点 北緯 33 度 53 分 20 秒 東経 136 度 06 分 50 秒（岸線上）

イ点 北緯 33 度 53 分 06 秒 東経 136 度 06 分 55 秒

ウ点 北緯 33 度 52 分 30 秒 東経 136 度 06 分 16 秒

エ点 北緯 33 度 52 分 50 秒 東経 136 度 05 分 44 秒（岸線上）

3 標 識

上記 2 の区域を明示するため、次の各点に簡易標識 11 基が設置される。

① ア点

② ア点とイ点の法線上の 1 点

③ イ点

④ イ点とウ点の法線上の 6 点

⑤ ウ点

⑥ エ点

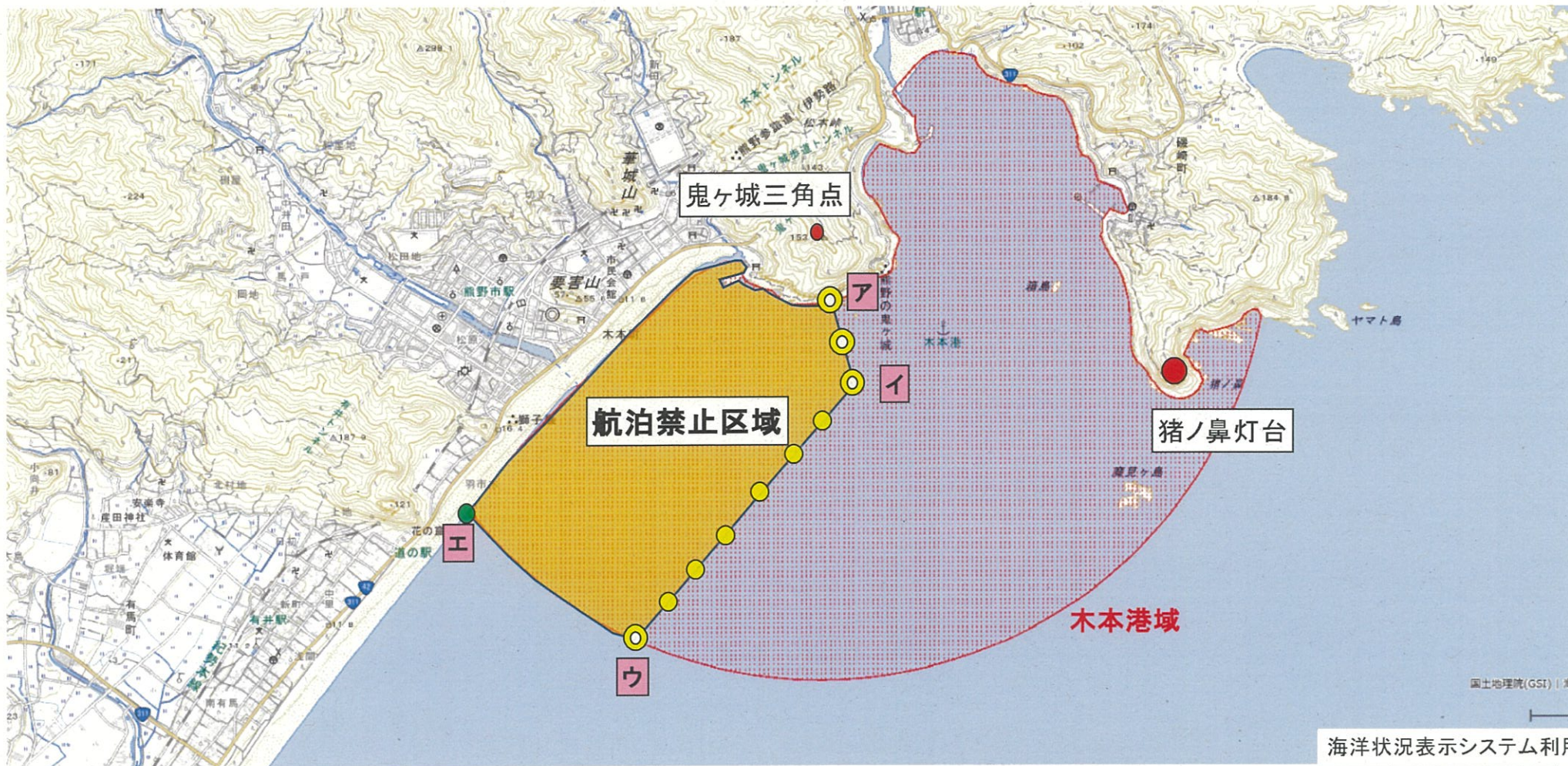
4 備 考

① 航泊禁止区域周辺には警戒船 3 隻が配備され警戒に当たる。

② 区域内には作業船 2 隻が配備され、打上台船 2 隻及び筏 4 台が設置される。

航泊禁止区域略図 部長公示8-3号

別図



- 灯浮標 黄赤緑点滅灯(1秒毎に順番に3閃光)
- 灯浮標 黄色点滅灯(4秒1閃光)
- 簡易灯 黄赤緑点滅灯(1秒毎に順番に3閃光)